

少年法適用年齢引下げが 必要か考えよう!!

現在、法制審議会では少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるなどが議論されています。つまり、18歳、19歳の未成年者を少年法の対象から外す、ということです。少年鑑別所による資質鑑別や、家庭裁判所調査官による調査など、医学、心理学、教育学、社会学その他の「専門的智識」を活用した調査（少年法9条）が少年の更生に果たしてきた役割を狭めてよいのでしょうか？それが本当に必要なのでしょうか？この問題に取り組む研究者、実務家を講師にお招きし、参加者の皆さんと共に考えたいと思います。



講師 **武内謙治**さん

（九州大学大学院法学研究院教授、専攻は少年司法）



講師 **金矢 拓**さん

（弁護士、日弁連子どもの権利委員会
少年法・裁判員裁判対策チーム座長）

日時 2018年9月7日（金）17時30分～19時30分（17時開場）

会場 新潟県弁護士会館2階会議室

新潟市中央区学校町通1番町1番地（新潟地方裁判所敷地内）

※ 駐車場はありません。お近くの有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関にてお越しください。

主催 **新潟県弁護士会**

電話 025-222-5533

共催 **日本弁護士連合会**

参加
無料

申込
不要